

質問回答
(令和 7 年度訪日外国人実態調査業務)

令和 7 年 11 月 12 日
一般社団法人埼玉県物産観光協会

NO	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 P1 5.(1) ウ	埼玉県観光 DMP 限定公開版想定利用者」の定量分析データ（raw データ）の活用目的や加工有無を教えてください	raw データの活用目的や加工の有無については、以下の通りです。 【協会】埼玉県観光 DMP へ格納し、ダッシュボード化します。また、県への供出も行います。 【県】県単位のデータ公表に使用します。(加工はせず、数値のみ抽出します) 【4DMO】raw データは取得せず、DMP でダッシュボード化されたデータを閲覧し、現状把握・施策立案・意思決定等の目的での活用を想定しています。
2	仕様書 P2 5.(2) ア	「県単位のデータ公表」とは、どのような媒体での公表を想定しておりますでしょうか	埼玉県による、観光基本計画書その他、各種会議等での公表を想定しています。
3	仕様書 P2 5.(3)	レポートについて「分析結果は Web 等で一般公開可能な形式」とあるが、形式についてご指定があれば教えてください。ppt や Word データでよろしいでしょうか。また、レポート全量を公開するという理解で相違ないでしょうか	提出形式は 5 (3) イに記載の通り、pptx 形式、PDF 形式となります。 掲載データの性質上、公開が難しい箇所が生じる場合は、その箇所を指定のうえご提出ください。ただし、仕様書 5 (3) アに記載のとおり「有用な示唆を得る」目的を満たしていることが前提となります。

4	仕 様 書 P2 6(1)	「埼玉県観光 DMP へ格納可能な形式」とはどのような形式でしょうか	仕様書 5 (1) ウに記載のとおりです。
5	仕 様 書 P2 6(3)	1 回目の提出期限で提出する集計データは最低何月までのものが必要でしょうか。	1 回目の提出期限までに、その時点で可能な限り取得できるデータをご提案のうえ、ご提出ください。
6	仕 様 書 P2 6(4)	「1 回目および 2 回目のデータ提出期限は、協会との協議のうえで決定するものとする」とあるが、2 回目のデータ提出期限は最も遅くて令和 8 年 3 月 17 日でしょうか。また、もし延長できる場合、いつまで延長可能でしょうか。	仕様書 6 (4) 記載の提出期限までにご提出ください。
7	仕 様 書 P3 7(1) エ	分析レポートに記載必須の項目やページ数があればご教示ください。	本業務の自由提案部分となりますので、仕様書 5 (3) アの内容を踏まえ、貴社にてご検討・ご提案ください。
8	仕 様 書 P3 8(1) イ	「※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること」との記載があるが、事前提出の期限はございますでしょうか(貴協会での確認や受託者側での修正に要する期間の目安)。	ご質問の事項は仕様書 7 (1) イとなります。事業実施報告書の内容について、協会の承認を受けたうえで、提出期限までに提出できるよう、適切な期間を設定してください。